

地球温暖化関係年表(1797年～2016年)

年	世界の動き	日本の動き
1979年	<p>■第1回世界気候会議</p> <p>スイス ジュネーブで世界気候機関(WMO)が開催され、各国に対して人為的な気候変動の予見とその防止策の実施を求めた同会議を受けてWMO総会で世界気候計画が採択</p>	
1985年	<p>■フィラハ会議</p> <p>オーストラリア フィラハ国連環境(UNEP)が科学者による地球温暖化に関する国際会議を開催</p> <p>21世紀後半に地球の平均温度の上昇が人類未曾有の規模で起こり得るとの声明を発表</p>	
1988年	<p>■変化する地球大気に関する国際会議</p> <p>カナダ トロントで46各国の政治家、研究者による地球温暖化会議がカナダ政府の呼びかけにより開催された</p> <p>CO2排出量を2005年までに1988年比20%削減する事を提案</p> <p>■UNEPとWMOが共同で気候変動に関する政府間パネル(IPCC)を設置</p> <p>気候変動に関する評価を行い、得られた知見をはじめ広く一般に利用してもらう事を任務とする</p>	
1990年	<p>■第2回世界気候会議</p> <p>スイス ジュネーブ</p> <p>■IPCC第1次評価報告書公表</p> <p>「人為起源の温室効果ガスがこのまま大気中に排出され続ければ、生態系や人類に重大な影響を及ぼす気候変化が生じるおそれがある」という警告を発し、国連気候変動枠組条約を後押しした</p>	<p>●地球温暖化防止行動計画を策定</p> <p>温暖化対策を総合的・計画的に推進するための方針及び取り組むべき対策の全体像を策定</p>
1992年	<p>■国連環境開発会議(地球サミット)</p> <p>ブラジル リオデジャネイロで開催され、気候変動枠組条約を締結、155か国が署名、1994年発行</p>	<p>●気候変動枠組条約に署名</p>
1993年	<p>●環境基本法を制定</p> <p>従来の公害対策基本法、自然環境保全法では、対策に限界があるとの認識から、環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律として制定</p>	
1995年	<p>■IPCC第2次評価報告書公表</p> <p>■気候変動枠組条約第1回締約国会議(COP1)</p> <p>ドイツ ベルリンで開催され、COP3までに先進国の温室効果ガスの削減目標を設定する議定書の作成を決定</p>	
1996年	<p>■気候変動枠組条約第2回締約国会議(COP2)</p> <p>スイス ジュネーブで開催</p>	

<p>1997年</p>	<p>■気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3) P3)</p> <p>日本 京都で京都議定書を採択</p> <p>国ごとに法的拘束力のある温室効果ガスの削減目標を設定、目標達成の補助手段として、京都メカニズムとよばれ共同実施(JI)、クリーン開発メカニズム(CDM)、排出量取引の3つの制度を導入</p>	<p>気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で、温室効果ガスの削減目標を基準比6%減に設定</p> <p>●内閣に地球温暖化対策推進本部を設置</p> <p>地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための機関</p>
<p>1998年</p>	<p>■気候変動枠組条約第4回締約国会議(COP4) P4)</p> <p>アルゼンチン ブエノスアイレス</p>	<p>●地球温暖化対策推進法を制定</p> <p>COP3の経過を踏まえ、日本の地球温暖化対策に関する基本方針を定めた法律が成立、1999年に施行</p>
<p>1999年</p>	<p>■気候変動枠組条約第5回締約国会議(COP5) P5)</p> <p>ドイツ ボン</p>	<p>●地球温暖化対策に関する基本方針を閣議決定</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づく総合的、計画的な地球温暖化対策のための基本方針</p>
<p>2000年</p>	<p>■気候変動枠組条約第6回締約国会議(COP6) P6)</p> <p>オランダ ハーグ</p>	<p>●循環型社会形成推進基本法を制定</p> <p>廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律</p> <p>●グリーン購入法を制定</p> <p>国が物品を購入する際には環境に配慮された製品を購入しなければならないとする法律</p>
<p>2001年</p>	<p>■気候変動枠組条約第7回締約国会議(COP7) P7)</p> <p>モロッコ マラケシュ</p>	<p>●第3回フォローアップ報告</p> <p>COP7での京都議定書運用ルールの合意を受けた準備を本格的に開始することを地球温暖化対策推進本部で決定</p>
<p>2002年</p>	<p>■気候変動枠組条約第8回締約国会議(COP8) P8)</p> <p>インド ニューデリー</p> <p>■イギリスで排出量取引制度が開始</p>	<p>●省エネルギー法を改正</p> <p>大規模工場に準ずる大規模オフィスビルなどに対して、新エネルギー管理を義務化</p> <p>●PRS法を制定</p> <p>電気事業者に対して、新エネルギー等から得られる電気の一定量以上の利用を義務づける法律</p> <p>●地球温暖化対策推進法を改定</p> <p>●京都議定書の批准が決定</p> <p>●地球温暖化対策推進大綱を見直し</p> <p>環境と経済の両面、ステップ・バイ・ステップアプローチ、各界各層が一体となった取り組み</p>

		の推進、国際的連携の確保が基本的な考え方
2003年	<p>■気候変動枠組条約第9回締約国会議(CO P9) イタリア ミラノ</p> <p>■シカゴ気候取引所(CCX)で排出量取引が開始 2010年に閉鎖</p>	<p>●第1次エネルギー基本計画を閣議決定 エネルギー政策基本法の基本方針に則り、10年程度を見通して、エネルギーの需給全体に関する施策の基本的な方向性を定性的に示す計画</p> <p>●環境保全活動・環境教育推進法を制定</p> <p>●循環型社会形成推進基本計画を閣議決定</p>
2004年	<p>■気候変動枠組条約第10回締約国会議(CO P10) アルゼンチン ブエノスアイレス</p>	<p>●環境配慮促進法を制定 事業活動において環境保全に関する配慮が適切になされるように、環境報告書の作成及び公表を求める法律</p>
2005年	<p>■気候変動枠組条約第11回締約国会議(CO P11)及び京都議定書第1回締約国会合(CM P1) カナダ モントリオール</p> <p>■京都議定書発効 法的な拘束力が発生した アメリカ、オーストラリアなどが不参加</p> <p>■EU域内排出量取引制度(EU ETS)が開始</p>	<p>●省エネルギー法を改正 京都議定書の発効を受け改正 運輸分野における対策を導入すると共に、工場・事業場及び住宅・建築物分野における対策を強化</p> <p>●京都議定書目標達成計画を策定 地球温暖化対策に関する基本方針を継承</p> <p>●地球温暖化対策推進法を改正 温室効果ガス算定・報告・公表制度を導入</p>
2006年	<p>■気候変動枠組条約第12回締約国会議(CO P12)及び京都議定書第2回締約国会合(CM P2) ケニア ナイロビ</p> <p>■イギリスで「スターン・レビュー」発表 イギリス政府の依頼によりニコラス・スターンが作成した報告書 気候変動に対し直ちに対応した場合と対応しなかった場合を比較し経済的な費用の大幅削減を明らかにした</p>	<p>●地球温暖化対策推進法案を改正 京都議定書の第一約束期間を前に、京都メカニズムを活用する際の基盤となる口座簿の整備等、京都メカニズムクレジットの活用に関する事項が定められた。</p>
2007年	<p>■アメリカ大統領アル・ゴア氏とIPCCがノーベル平和賞を受賞</p> <p>■気候変動枠組条約第13回締約国会議(CO P13)及び京都議定書第3回締約国会合(CM P3) インドネシア バリ</p>	<p>●「クールアース50」を発表 安倍首相が、世界の温室効果ガス排出量を2050年までに現状比で半減させる長期目標を提案</p> <p>●環境配慮契約法を制定</p> <p>●21世紀環境立国戦略を策定</p>

	<p>■IPCC第4次評価報告書公表 温室効果ガス濃度を安定させるためには、2050年までにCO2排出量を2000年比50～85%削減しなければならないと示した</p> <p>■EUが適応策の重要性を訴える「グリーンペーパー」「EUの水不足と干ばつへの取り組み」を公表</p> <p>■G8ハイリゲンダム・サミット ドイツ ハイリゲンダムで、2050年までに地球規模での排出をすくなくとも半減させることを含む、EU、カナダ及び日本による決定を真剣に検討することで一致</p>	<p>地球温暖化の危機等の地球環境問題は、21世紀に人類が直面する最大の課題と認識 「気候変動問題の克服に向けた国際的リーダーシップ」等の8つの戦略を指示</p>
<p>2008年</p>	<p>■気候変動枠組条約第14回締約国会議(COP14)及び京都議定書第4回締約国会合(CMP4) ポーランド ポズナミ</p> <p>■G8北海道洞爺湖サミット G8 エネルギー大臣会合などが開催され、気候変動問題への多くの重要なアジェンダを含む共同声明がだされた 首相宣言では、2050年までに世界の温室効果ガス排出量を50%削減目標が合意</p> <p>■京都議定書の第一約束期間開始</p>	<p>●排出取引の国内統合市場の試行的実施を開催</p>
<p>2009年</p>	<p>■気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)及び京都議定書第5回締約国会合(CMP5) デンマーク コペンハーゲンで気温上昇を2℃以内に抑えること、先進国は2020年の削減目標、途上国は削減行動を2010年末までに提出</p> <p>■国連気候変動サミット アメリカ ニューヨークで主要経済国を含む約90か国首脳等が参加</p>	<p>●地球温暖化対策の中期目標を発表 麻生首相が温室効果ガス排出量を2005年比15%削減(1990年比8%削減)する目標を発表。その後、鳩山首相が国連気候変動サミットにおいて、2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減する目標を表明</p>
<p>2010年</p>	<p>■気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)及び京都議定書第6回締約国会合(CMP6) メキシコ カンクンで2050年までの世界規模の大幅排出削減及び、早期のピークアウトに</p>	<p>●UNFCCCに排出削減目標を提出 すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とし、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比25%削減する目標を」提出</p>

	<p>合意 京都議定書の延長に関する議論の継続を決める</p>	<p>●第3次エネルギー基本計画を閣議決定</p>
2011年	<p>■気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)及び京都議定書第7回締約国会合(CMP7)</p> <p>南アフリカ ダーバンで米中を含むすべての主要排出国の2020年以降の法的枠組みの作成に向けてダーバン・プラットフォーム特別作業部会の設立が決定</p>	<p>●エネルギー基本計画の撤回を表明</p> <p>福島第一原子力発電所事故を受け、菅首相は原子力発電所の増設を見込んだエネルギー基本計画の白紙からの見直し</p>
2012年	<p>■気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)及び京都議定書第8回締約国会合(CMP8)</p> <p>ドーハ カタールでADPに関して翌年以降の作業計画が決定</p> <p>京都議定書改正については、第二約束期間が2013年1月1日から8年間となり、2014年までに各国の目標引き上げを検討する機会を設けることが決定</p>	<p>●再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始</p>
2013年	<p>■気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)及び京都議定書第9回締約国会合(CMP9)</p> <p>ポーランド ワルシャワでADPにおいて、2020年以降の自主目標の約束草案を示すことが招請された</p> <p>気候変動による損失と被害について国際メカニズムの設立が合意</p>	<p>●地球温暖化対策の中期目標を変更</p> <p>COP19 期間中、政府は地球温暖化対策推進本部において、2020年目標を撤回し、2005年度比で3.8%削減する目標を現時点の目標として新たにUNFCCCに登録すると発表</p> <p>●地球温暖化対策推進法を改正</p> <p>温暖化効果ガスの種類として三ふっ化窒素を追加すること、地球温暖化対策計画を策定することなどが定められた</p>
2014年	<p>■気候変動枠組条約第20回締約国会議(COP20)及び京都議定書第10回締約国会合(CMP10)</p> <p>ペルー リマで、ADPにおいて、COP21への約束草案提出時に示す情報の内容を定めた「気候行動のためのリマ声明」を採択</p> <p>■IPCC第5次評価報告書公表</p> <p>20世紀半ば以降の温暖化が人間の影響による可能性は極めて高い。気候変動がより速くより大きくなると、適応の限界を超える可能性</p>	<p>●第4次エネルギー基本計画を閣議決定</p> <p>東日本大震災以降最初の計画であり、安全性を前提として加えて3E+Sを基本的視点とした。原子力発電を重要なベースロード電源と位置付けること、再生可能エネルギーの導入を2013年から3年程度最大限加速していき、その後も積極的に推進していくこと、電力システムの改革を断行すること、総合エネルギー企業の創出を促進することなどが盛り込まれた。</p>

	<p>が高まる。低炭素エネルギーの供給増加等の大きな変革により、2100年には温室効果ガス排出量がほぼゼロまたはマイナスになるシナリオでは産業革命前からの気温上昇を2°C未満に抑えられる可能性が高い</p>	
2015年	<p>■気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)及び京都議定書第11回締約国会合(CMP11)</p> <p>フランス パリで195か国がパリ協定を採択 産業革命前からの気温上昇2°C未満目標と共に、1.5°C未満に抑えることを明記</p> <p>1.5°C未満目標については、IPCCの排出経路を明らかにすることを要求</p> <p>パリ協定の進捗状況を2018年にチェックすることや、各国は削減目標を5年ごとに見直すことなどを決めた。</p>	<p>●気候変動の影響への適応計画を閣議決定 気候変動による影響に対し、政府全体で整合のとれた取組を計画的かつ総合的に推進するため、緩和に加え適応計画を、日本政府として初めて定めた</p> <p>●UNFCCCに排出削減目標を提出 COP21に向け、2030年に2013年度比26%削減を目標</p>
2016年	<p>■「パリ協定」発効</p> <p>二大排出国の米国と中国の批准により発効</p>	<p>●地球温暖化対策推進法を改正 普及啓発、国際協力の強化、地域における温暖化対策の推進</p> <p>●地球温暖化対策計画を策定 地球温暖化対策の基本方針、削減目標と達成のための対策を決定</p>